

# 6月23日から29日は男女共同参画週間です

— 男女がお互いを理解し尊重しあえる社会を目指そう —

男女共同参画推進本部（内閣府男女共同参画局）は、男女共同参画社会基本法の公布・施行日を踏まえ、毎年6月23日から29日までの1週間を男女共同参画週間と定めています。今回のキャッチフレーズは“話そう、働こう、育てよう。いっしょに。”です。男性も女性も、あらゆる分野において、それぞれの個性と能力を発揮できる社会の実現のため、私たちのまわりの男女のパートナーシップについて、この機会に考えてみませんか？

## 【男女共同参画社会基本法の基本理念】

### ◆男女共同参画社会基本法とは

「男は仕事、女は家庭」といった固定的な性別役割分担にとらわれずに、家庭、職場、地域、学校で、それぞれの個性と能力を発揮できるような社会をつくるために、5つの基本理念を掲げ、行政と国民それぞれが果たすべき役割を定めています。

### ◆基本理念（5つの柱）

#### 1 男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、男女の差別をなくし、男性も女性も一人の人間として能力を発揮できる機会を確保する必要があります。

#### 2 社会における制度または慣行についての配慮

固定的な役割分担意識にとらわれず、男女がさまざまな活動ができるように、社会の制度や慣行のあり方を考える必要があります。

#### 3 政策等の立案および決定への共同参画

男女が社会の対等なパートナーとして、あらゆる分野において方針の決定に参画できる機会を確保する必要があります。

#### 4 家庭生活における活動と他の活動の両立

男女が対等な家族の構成員として、互いに協力し、社会の支援も受け、家族としての役割を果たしながら、仕事や学習、地域活動ができるようにする必要があります。

#### 5 国際的協調

男女共同参画社会づくりのために、国際社会と共に歩むことも大切です。他の国々や国際機関とも相互に協力して取り組む必要があります。

## 市民モニターを募集します

市民モニター制度は、市が行っている事業についての皆さんの声をできるだけ市政に反映させることを目的としています。

意見等を提出して下さる「市民モニター」を募集します。

公募のほか、無作為に選んだ市民の方へモニターを依頼します。通知を受け取った際には、ご協力くださいますようお願いいたします。

**業務内容** 市が設けたテーマに対し、一定の期間内にアンケートへの回答や意見を提出する。（今年度は、市の総合計画と観光を予定）

**定員** 公募 4名程度  
無作為抽出 16名程度

**応募資格** 市内に在住・在勤・在学する18歳以上の方。ただし、常勤の公務員、議会議員の方は除く。

**応募方法** 秘書課、各支所地域総務課に備え付けの申込書に必要事項を記入の上、秘書課へ提出して下さいます。（郵送可）

**応募期限** 7月9日（金）必着

**任期** 平成24年3月31日まで

**報酬** なし（郵送料は市の負担）

**申込み・問合せ**

〒309-1179

笠間市中央3-2-1

笠間市役所 秘書課広報広聴グループ（内線226）

らくようかん  
楽腰館

# 東平鍼・灸接骨院

笠間市東平2丁目12番8号

TEL 0296-77-9939

休診日/木曜日

土・日 診療中！

県立中央病院通り沿い

●往療可

●急患受付

●通院送迎実施中（無料）

受付時間	月	火	水	木	金	土	日
午前9:00～12:30	○	○	○	/	○	○	○
午後2:30～ 8:30	○	○	○	/	○	○	○